

令和 8 年度白糸の滝ふれあいの里駐車場管理運営業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、糸島市（以下「本市」という。）が白糸の滝周辺で発生する渋滞の緩和や市有財産を活用した税外収入の確保などにより持続可能な観光地づくりを進めるため、白糸の滝ふれあいの里駐車場管理運営業務（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、価格のみならず、企画力・技術力・専門性・創造性・実績等の観点から最適な事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

- (1) 業務名 令和 8 年度白糸の滝ふれあいの里駐車場管理運営業務
- (2) 業務内容 令和 8 年度白糸の滝ふれあいの里駐車場管理運営業務企画提案仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）
※次期における機器の入替等の準備行為については、委託期間内での実施を想定しているが、今後の協議で決定する。

3 見積金額の限度額等

本業務の見積金額の限度額

5 年間の総額 金 136,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

1 年間あたり 金 27,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※限度額は、提案にあたっての上限の額であり、契約額を示すものではないことに留意すること。

※契約締結にあたっては、糸島市契約事務規則（平成 22 年糸島市規則第 60 号）第 23 条の規定に基づく契約保証金の納付を求める場合がある。

4 契約締結までのスケジュール

内 容	日 程
実施要領の公表、公募開始	令和 8 年 9 月 30 日（水）
質問書受付期限	令和 8 年 10 月 13 日（火）12 時必着
質問書への回答	令和 8 年 10 月 16 日（金）12 時までに回答
参加申込書受付期限	令和 8 年 10 月 21 日（水）12 時必着
参加資格審査の結果通知	参加申込書等の提出から 5 日以内に通知予定

企画提案書等の提出期限	令和8年10月28日（水）12時必着
プレゼンテーションの日程と実施概要の通知 *5者より多くの参加申し込みがあった場合、選定委員会は、企画提案書等について書類選考を行い、5者程度を選定する。書類選考で落選となった場合も通知を行う。なお、参加申込事業者が5者以下の場合は、書類選考は実施しない。	【5者以上の参加申し込みがあった場合の書類選考】 令和8年11月2日（月）までに実施 【プレゼンテーションの時間通知】 令和8年11月6日（金）までに通知
プレゼンテーションの実施	令和8年11月16日（月）予定
受託候補者決定	令和8年11月19日（木）予定
受託候補者公表、結果通知	令和8年11月20日（金）予定
契約協議及び契約締結	結果通知後速やかに
有料化設備設置工事等の協議、開始	結果通知後速やかに
有料化設備設置工事等の完了期限	令和9年3月19日（火）
有料駐車場の運営開始	令和9年4月1日（木）

5 参加資格要件

（1）複数の法人が共同し、共同事業体として応募することも可能とする。この場合は、以下の事項に留意すること。

- ① 共同事業体の代表となる法人（以下「代表者」という。）を定めること。選定後の優先交渉権者との協議、また契約の締結は代表者で行う。なお、代表者の変更は、原則として認めない。
- ② 共同事業体を構成するすべての法人が、下記（2）の要件を満たしていること。
- ③ 代表者以外の構成員については、代表者が負担する一切の義務履行に関し、連帯してその責務を負うものとする。
- ④ 代表者及び構成員は、個別に本公募に参加することや、本公募に参加する他の共同事業体の代表者及び構成員を兼ねることはできない。

（2）次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 福岡県内に拠点、又は営業所を保有していること。
- ② 有料駐車場の運営業務において、自ら管理・運営する実績を有する法人であり、次の要件を満たしていること。
 - ア カメラ式ナンバー認識システム等を用いた駐車場の運営管理業務の実績を有していること。
 - イ 過去において官公庁における駐車場運営等の実績を有していること。
 - ウ 時間貸駐車場の運営管理実績を有していること。
- ③ コールセンターについては、24時間365日対応可能であること。外国人対応ができるよう、コールセンターには日本語以外に英語を必須とし、その他の言語につい

でも対応可能とすること。

- ④ 料金精算機の操作案内については、外国語（英語必須）でも対応すること。
- ⑤ 本事業を遂行するために必要とされる知識、技術、実績等を有していること。

（３）次に掲げる事項に該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 糸島市暴力団排除条例（平成 22 年糸島市条例第 200 号）に掲げる暴力団及び暴力団員でない者、また、暴力団及び暴力団員に関与していない者であること。
- ③ 国及び地方公共団体において、営業停止及び指名停止等の期間中でない者であること。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていないこと等、経営状況が著しく不健全でない者であること。
- ⑤ 法人税、消費税及び地方消費税、糸島市税等に滞納がない者であること。

6 質問書の提出及び回答

本業務にかかる現場説明会は開催しない予定であるが、希望する場合は 10 月 7 日（水）12 時までに申し出ること。その後、説明会の日時や場所等を調整し、連絡する。

質問については、質問書（様式 8）を用いて電子メールにて受け付ける。電子メールの件名は「【白糸の滝駐車場】質問書」とし、電子メール送付後、速やかに送信した旨の電話連絡を行うこと。

なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

- ・質問受付期限：令和 8 年 10 月 13 日（火）12 時まで
- ・質問に対する回答：電子メールにて随時、質問者へ回答する。なお、回答は令和 8 年 10 月 16 日（金）12 時までに、本市ホームページにおいて質問者を匿名にして、公表する。なお、回答の内容は、本実施要領等に記載する内容の追加又は変更とみなす。

7 参加申込書類の提出

（１）提出書類

- ① 参加申込書（様式 1）
- ② 会社概要書（様式 2）
- ③ 誓約書（様式 3）
- ④ 過去の主な類似業務の実績等（様式 4）
- ⑤ 誓約書（暴力団排除条例関係）（様式 5）

⑥ 添付書類

- ア 登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。複写でも可。）
- イ 決算書類（貸借対照表、損益計算書）直近2期分
- ウ 直近の糸島市税（市民税、固定資産税、法人市民税）の滞納がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの。複写でも可。本市で課税がない事業者等は不要）
- エ 直近の法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書（3か月以内に発行されたもの。複写でも可。）
- オ 事業概要のわかるパンフレット等

（2）提出部数 各1部

（3）参加申込関係書類の配布 本市ホームページより取得のこと。

（4）提出方法

- ・提出書類①から⑤までについては、紙媒体及びWord形式データを提出すること。
- ・提出書類⑥は、紙媒体のみ提出すること。
- ・紙媒体については、持参又は郵送すること。
- ・Word形式データについては、以下メールアドレス宛に送ること。
- ・電子メールアドレス：brand@city.itoshima.lg.jp
- ・データを送付する際は、電子メールの件名を「【白糸の滝駐車場】参加申込書」とし、必ず電話連絡をすること。

（5）提出期限

令和8年10月21日（水）12時必着

※受付時間：9時00分から16時45分まで。

なお、10月21日（水）は12時までとする。

※日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。

※郵送による場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

8 参加資格の確認

参加申込書を提出した者について、参加資格を有する者であるかの確認を行い、その結果について、参加資格確認結果通知書により通知する。

参加申込書の提出後に、プロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

9 企画提案書の提出

（1）提出書類

① 企画提案書 8部

※「10 企画提案書等の作成方法」に沿って企画提案書を作成すること。

② 見積書（5年間で項目別に内訳の分かるもの） 1部

※事業者名を記載して代表者印を押印し、封筒に入れて密封し、封印すること。

※「11 見積書の作成方法」に沿って見積書を作成すること。

(2) 提出方法

- ・企画提案書は紙媒体で提出すること。
- ・持参、又は郵送をすること。

(3) 提出期限

令和8年10月28日（水）12時必着

※受付時間：9時00分から16時45分まで。

なお、10月28日（水）は12時までとする。

※日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。

※郵送による場合は、配達証明等送付を証明できる手段にて送付すること。

※期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

※提出された企画提案書等について、提出期間終了後の内容の修正又は変更は認めない。また、提出書類は返却しない。

10 企画提案書等の作成方法

- (1) 企画提案書は、本実施要領及び「令和8年度白糸の滝ふれあいの里駐車場管理運営業務企画提案仕様書」の内容を踏まえ、別紙（企画提案書の構成）及び 12 評価基準 の評価項目及び評価の視点に即した提案とすること。
- (2) 企画提案は1者につき1案とすること。また、提案内容はすべて企画提案書に記載すること。
- (3) 専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、図等を用いて簡潔かつ明瞭に記載すること。
- (4) 企画提案書等の体裁は、原則としてA4判両面印刷（図表等についてはA3判の折込みも可）とし、縦、横は問わない。
- (5) 表紙には、「令和8年度白糸の滝ふれあいの里駐車場管理運営業務 公募型プロポーザルに係る提案書」と記載し、提出年月日を表示すること。
- (6) 表紙・目次を除き、20ページ以内で作成すること。
- (7) 目次及びページ番号を付すこと。
- (8) 業務の一部の再委託を予定している場合は、その内容と事業者名、代表者名、所在地を明記すること（A4判で様式は任意）。
- (9) 駐車場全体のレイアウト図（整備計画図）を作成し、添付すること。

11 見積書の作成方法

- (1) 見積金額の限度額内での提案を行うこと。
- (2) 様式は任意とする。

- (3) 金額については、消費税及び地方消費税を除いた価格、税込み価格（総額）をともに記載すること。
- (4) 内訳書（算定根拠）を添付し、具体的な内容が分かるよう金額を表示すること。
- (5) 金額の訂正は不可とし、その他の記載事項を訂正する場合は、該当箇所に押印すること。
- (6) 見積価格が著しく低額であるなど、契約の履行がなされない恐れがあると市が認める
とき、又は、契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著
しく不適当と認められるときは、調査の上、契約を締結しないことがある。なお、調
査に当たり、必要な資料の提出を求められた場合は、追加の資料提出を行うこと。

12 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
1. 利用者の利便性・運営体制	・工事および運営（維持管理・トラブル対応）を確実にを行うための組織体制、人員配置、役割分担が明確になっているか。 ・再委託を予定する場合、その内容や管理体制が適切か。 ・白糸の滝ふれあいの里指定管理者や、各種イベント（白糸の滝びらき、あじさい祭り等）主催者、地元関係者との密接な連携体制が構築される見込みがあるか。 ・利用者にとって、総合的に利便性の高い駐車場となっているか。 ・関係車両の減免等に対し、柔軟かつスムーズな仕組みが提案されているか。	18
2. 駐車場設備・整備及び設置工事	・渋滞緩和対策を第一に考慮し、入出庫の動線や周辺道路への混雑抑制が図られた設計・レイアウトとなっているか。 ・第3駐車場の整備計画（舗装、路盤、ライン工事等）や身障者用駐車枠の確保・表示が適切か。 ・渋滞の緩和効果（特に7月～9月の土日祝日）を適切に把握し、市に報告する仕組みは、実効性があるものとなっているか。 ・カメラ式ナンバー認識システムや、キャッシュレス決済必須・釣銭切れに配慮した精算機、案内看板、満空表示等の仕様は利便性・視認性が高いか。 ・機器の設置等に係る設計及び工事内容が、設置日数（令和9年3月19日完了）を含めて無理のない計画となっているか。 ・設備の定期保守点検および日常の維持管理計画が確実か。	25

3. 安全性・防犯性	・繁忙期（主に7月～9月）における最適な交通整理員の配置計画（人数、資格、配置場所等）や混雑緩和への実効性があるか。 ・駐車場内外における安全措置が講じられているか。 ・入出庫確認用とは別の防犯カメラの仕様・配置が、不正利用（無断駐車・長期占用等）の防止対策として有効か。 ・ナンバープレートの画像等を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」等を厳守する体制となっているか。 ・関連法令の手続きや周辺環境への配慮がなされているか。	20
4. トラブル対応及び債権管理	・24時間365日対応可能なコールセンターの体制（日本語・英語の必須対応など）が十分に整っているか。 ・釣銭切れ、機械故障、事故、減免処理漏れ、誤入庫・短時間利用時の対応など、想定されるトラブルに対する具体的な対応方法と駆け付け等の所要時間が適切か。 ・未払い（不正出庫等）発生時のデータ管理体制、市への速やかな報告・協力体制が構築されているか。 ・システムエラー等による未収金の受注者補填方針が明確か。	15
5. その他（工事中対応・独自提案）	・工事期間中における来訪者や周辺住民への配慮、安全確保、トラブル防止策が適切に講じられているか。 ・利用者へのサービス向上や市の負担軽減、および市の観光振興に寄与するような、他社にない独自の優れた提案（付加価値）が含まれているか。	12
6. 見積金額・収支計画	・提案された見積金額（5年間総額）は妥当か。上限額（136,000,000円）の範囲内において、適正かつ効率的なコスト算出となっているか。 ・5年間の収支計画（想定入出庫台数予測、売上予測、運営経費等の内訳）が現実的であり、安定した事業継続性と市への納付が見込めるか。	10
合計		100

13 選定方法及び審査方法

受託候補者の選定は、本業務における受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、12 評価基準に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案事業者を受託候補者として選定する。

合計得点が同点となる提案事業者が2者以上あるときは、選定委員会の協議により順位を決定する。

ただし、審査にあたっては最低水準を60点（満点100点）とし、最低水準未満の得点

の場合は、受託候補者の対象としない。このため、応募事業者が1者の場合でも審査を行う。

(1) 書類選考による選定

5者より多くの参加申込があった場合は、企画提案書等について書類審査を行い、5者程度を選定し、選定された者のみでプレゼンテーションの審査を実施する。

(2) プレゼンテーションによる選定

選定委員会は、プレゼンテーションにより評価表の評価項目及び評価の視点に基づく審査を行い、評価の合計得点が最も高い提案事業者を受託候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション実施の概要

① 日時・場所

令和8年11月16日（月）に糸島市役所会議室で実施予定。

日時、開始時間等の詳細については、11月6日（金）までに参加申込書記載の電子メールアドレスへ通知する。

② 配分時間

1者あたり、30分（プレゼンテーション20分以内、質問10分）

③ 参加者数

本業務に直接携わる者3人以内とし、事業責任者（本業務全体のマネジメントを担当し、契約後は本市との打ち合わせに参加する者）は必ず出席すること。

④ その他

- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションの順番は、選定委員会で決定し、参加申込者に通知する。
- ・プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、市が準備するので、必要な場合は事前に申し出ること。

14 選定結果の通知

- (1) 選定結果は本市のホームページで公表する。ホームページに掲載する事業者名は選定された受託候補者のみとし、選定されなかった事業者は掲載しない。
- (2) 受託候補者及び選定されなかった事業者に対して、「審査結果通知書」により速やかに通知する。なお、審査結果についての異議は一切受け付けない。

15 契約に関すること

(1) 契約の締結

本市は、受託候補者と契約に向けた協議を行い、委託契約を締結する。

契約時の条件の内容は、原則、選定過程において自ら提案した企画提案書の内容を遵守し、実施しなければならない。

(2) 次順位者との交渉

受託候補者が委託契約を締結できない事由が発生した場合、又は協議が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位となった参加者のうち、順位が上位であった者から委託契約について協議を行うものとする。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、すべて業務受託事業者の負担とする。

16 その他留意事項

- (1) 企画提案書類の内容が、本実施要領の示す要件を満たしていない場合、提出書類に虚偽の記載があった場合、その他不正行為があったと認められる場合は、失格とする。
- (2) プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、糸島市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (4) 本プロポーザルの実施に関して、本実施要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会で協議し、決定するものとする。また、その内容は、必要に応じて参加者全員に通知する。

17 提出及び問い合わせ先

糸島市 経済振興部 ブランド政策課 12 番窓口（担当：岡本、小野）

〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目 1 番 1 号

電話番号：092-332-2080（課直通）

電子メールアドレス：brand@city.itoshima.lg.jp